

## 三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、三朝町に定住するため自らの意思で移住する者に対し奨励金を交付することにより、結婚、出産等を機会とした若年者の新しいライフステージを支援し、定住人口の増加を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、県外から三朝町に転入した者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 2人以上が新たに住民登録をした世帯であること。
- (2) 新たに住民登録をした世帯員のうち本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の子を除くいずれかの世帯員が転入日において満39歳以下であること。
- (3) 新たに住民登録をした世帯員全員が転入日前1年以内に県内市町村に居住したことがないこと。
- (4) 本補助金の交付を受けてから3年以上三朝町に定住しようとしていること。
- (5) 本補助金の交付の申請をする日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
  - ア 結婚して3年以内であること。
  - イ 申請者又はその配偶者が妊娠中であること。
  - ウ 新たに住民登録をした世帯員に小学校入学前の子がいること。
- (6) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### (本補助金の額等)

第4条 本補助金の額は、1世帯当たり20万円とし、予算の範囲内において交付する。

2 本補助金の交付は、同一の世帯に対し1回限りとする。

### (交付の申請)

第5条 申請者は、転入日から起算して1月を経過する日までに三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員分）
- (2) 戸籍の附票の写し（転入日前1年間の居住地の履歴が分かるもの）
- (3) 誓約書（別紙）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本補助金を交付又は不交付とすることについて、三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第7条 町長は、規則第7条の規定により、本補助金の交付の決定を受けた日後3年を経過する日前に世帯員の全部又は一部が町外へ転出したときは、やむを得ない場合を除き本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部（県内の他市町村に転出した場合にあつては、2分の1）に相当する額の返還を命ずる旨を条件として付するものとする。

（実績報告等）

第8条 規則第17条の規定による実績報告及び規則第20条の規定による支払の請求は、第5条の申請書の提出をもってこれに代える。

（本補助金の返還）

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱に定める目的に反して本補助金の交付を受けたと認められるときは、これを返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

三朝町長 様

住 所

氏 名

印

三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付申請書兼請求書

標記補助金の交付を下記のとおり受けたいので、三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1 申請の内容

交付申請額	円		
世帯員	氏 名	続柄	生年月日
		本人	
要件	<input type="checkbox"/> 結婚して3年以内 <input type="checkbox"/> 申請者又はその配偶者が妊娠中 <input type="checkbox"/> 新たに住民登録をした世帯員に小学校入学前の子がいる いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。		
転入日	令和 年 月 日	転入元都道府県	
転入区分	Iターン ・ Jターン ・ Uターン		

## 2 支払口座振込依頼書

補助金は、下記指定の預金口座へ振込み願います。

金融機関名	金庫	出張所
	銀行	支店
	農協	支所

口座番号 普通・当座 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

口座名義 \_\_\_\_\_

三朝町会計管理者 様

(添付書類)

- (1) 住民基本台帳法第6条に規定する住民票（世帯全員が記載されているもの）及び同法第17条に規定する戸籍の附票の写し（転入日前1年間の居住地の履歴がわかるもの）
- (2) 誓約書（別紙）
- (3) 妊娠中である場合は、母子手帳の写し

年 月 日

様

三朝町長

印

三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件 申請者が、交付決定日から3年以内に町外へ転居又は転出したときは、やむを得ない場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部（県内市町村に転出した場合にあつては、2分の1）に相当する額の返還を命ずる旨を条件として付するものとする。
- 4 不交付の理由

別紙

誓約書

三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 補助金の交付決定を受けてから3年以上三朝町内に住民票を置き（三朝町の住民基本台帳に登録されること）、生活の本拠地とすること
- 2 三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により補助金返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金の全部又は2分の1の額について、速やかに返還すること。

年 月 日

三朝町長 様

住所

氏名

印